

事業計画書 表紙

横浜市浦舟コミュニティハウス 指定管理者事業計画書			
申込年月日 2019年7月31日			
団体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会		
代表者名	大津 幸雄	設立年月日	2010年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3丁目46番地 浦舟複合福祉施設10階		
電話番号	045-243-8411	FAX番号	045-232-9669
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 平成7年4月 南区の地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス及び老人福祉センターの管理運営を目的に、当協会の前身である南区区民利用施設協会が任意団体として設立されました。 ◎ 平成22年6月 不特定多数のものの利益の増進に寄与する団体であることを明確にするため新たに法人格を取得し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会を設立しました。 ◎ 平成23年4月 南区区民利用施設協会から事業を継承し、特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会は浦舟コミュニティハウスをはじめとする市民利用施設12施設の管理運営を開始しました。 ◎ 令和元年(現在) 上記に1施設加わり、地区センター3施設、コミュニティハウス5施設、スポーツ会館・こどもログハウス・老人福祉センター各1施設の指定管理並びに学校施設活用型コミュニティハウス2施設の管理運営を受託して、市民利用施設13施設の管理運営を中心とした事業を展開し、公益の増進に寄与する活動をしています。 		
業務内容	<p>(1) 市民利用施設の管理運営</p> <p>地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス、老人福祉センターの各市民利用施設を全ての地域の皆様に安全・快適・公平かつ気軽にご利用いただけるよう管理運営しています。</p> <p>また、地区センター・コミュニティハウス・老人福祉センターは、災害時における避難場所、福祉避難所、帰宅困難者の一時滞在場所及びボランティアセンター代替施設として災害時利用協力施設としての役割を担います。</p> <p>(2) 地域交流等の支援</p> <p>市民利用施設の運営や自主事業の実施を通じて地域の皆様の相互交流を深め、地域との連携を図りながら、まちづくりを推進する事業を行っています。</p> <p>また、生涯学習の機会や場を提供するとともに子育てや青少年育成に係る様々な情報を提供し、地域の皆様の自主的な活動が活性化するよう支援しています。</p>		
担当者 連絡先	氏名	所 属	045-243-8411
	電 話	みなみ区民利用施設協会事務局	045-232-9669
	E-mail		

(1) 応募団体に関すること

- ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 応募団体の業務における浦舟コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ
- ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア 応募団体の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

経営方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」、「元気が出た」など、また利用したくなる施設を目指します。 ② 地域の皆様の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成を図ります。 ③ 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、利用者の拡大に繋げます。 ④ 自ら考え、話し合い、無駄なエネルギー消費を減らすなど環境に配慮した施設運営を心掛けます。
業務概要	前身の任意団体時代を含め、平成7年から令和元年まで25年間に亘り市民利用施設の管理運営や地域の交流支援事業を実施しています。
主要業務	市民利用施設の管理運営と地域交流支援
特色	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の皆様を対象とした施設の管理運営を主要業務とする団体のため、地域住民を中心とした施設運営を主軸としています。 ② 経理や労務などの事務を事務局に一元化することで管理状況や予算執行状況を分析し、必要な部分に予算を措置する等スケールメリットを活かした管理が可能となります。また定期に館長会を開催して、お客様からの意見・要望を共有協議し、対策を図ることができます。

イ 応募団体の業務における浦舟コミュニティハウス指定管理業務の位置づけ

- ◎ 南区の市民利用施設の管理運営と地域交流支援を主要業務とする当協会にとって、浦舟コミュニティハウスは寿東部地区の地域交流を支援するための拠点として欠くことのできない施設です。
- ◎ 浦舟複合福祉施設内ののみなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、浦舟地域ケアプラザ、南区社会福祉協議会等と連携して事業を展開する必要があります。
- ◎ 子育て支援、外国人への支援について今以上に実施できることがあると考えます。

以上のこと取り組み、南区地域福祉保健計画の寿東部地区のスローガン『気持ちが通じるまちづくり』を達成することを目指します。

ウ 応募団体が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

現在管理運営している施設種別	施設数	業務区分
地区センター	3 施設	指定管理
コミュニティハウス	5 施設	指定管理
コミュニティハウス（学校施設活用型）	2 施設	受託管理
老人福祉センター	1 施設	指定管理
スポーツ会館	1 施設	指定管理
こどもログハウス	1 施設	指定管理

(全て南区内の施設)

(2) 浦舟コミュニティハウス管理運営業務の基本方針について

- ア 設置目的、区政運営上の位置付け
- イ 地域特性、地域ニーズ
- ウ 公の施設としての管理

ア 設置目的、区政運営上の位置付け

■設置目的

- ・地域の方々がサークル活動などを通じて、相互交流を深める場となり、「地域の皆様の自主的活動や相互交流のさらなる促進」のための場となる施設を目指します。
- ・乳幼児からお年寄りまでの幅広い市民に親しまれ、地域の活動拠点として、また、地域の居場所として、多くの方に利用され様々な地域活動が展開されることにより、地域コミュニティの醸成や地域の連帯意識の形成へと繋がります。このことは、下記の令和元年度区政の基本目標達成に資すると考えます。

■区政運営上の位置付け

基本目標：区民の皆さまとの協働のもとで、「あつたかい」南区をつくります

南区では、「減災」「健やか」「賑わい」「こども」を重点に、「地域の力」をより高めることを運営方針の取組の核と位置づけています。この方針に基づき「地域の力」をより高められるよう関係する施設間で連携し、地域活動を応援し、地域の活性化に向けて施設を運営してまいります。

運営にあたっては常に「おもてなしの心」をもって接遇してまいります。

イ 地域特性、地域ニーズ

- ・浦舟コミュニティハウスが設置されている浦舟地区は、横浜市立大学センター病院や南区役所が近くにあり、横浜橋商店街もほど近く、普段から多数の市民が利用する場所です。またバス停が当館の前にあり、地下鉄阪東橋駅や京浜急行黄金町駅へのアクセスにも便利な場所となっているため、市民の皆様にとって市内各所から利用しやすい場所となっています。さらに当館がある「浦舟複合福祉施設」には、福祉関係機関が複数入居しています。そのため関係施設との顔の見える密接な連携を深めた、相互の施設の特徴に配慮した、様々な「施設間連携事業」に取り組むことが望まれています。
- ・南区の共通的な特徴である、老人人口比率がやや高く、生産年齢人口比率、年少人口比率が低く、居住者の家族構成の変化や、人口構成の変化が進む地域です。

第3期 南区地域福祉保健計画 区民の情(こころ)が生きるまち南区

寿東部地区 気持ちが通じる まちづくり

- 地域で安心して子育てができるために
- 災害時や困った時に支えあいができるために
- 健康でいきいきとした毎日を送るために
- 地区社協が地域で浸透するために

ウ 公の施設としての管理

- ・利用者であるお客様の人権を尊重し、笑顔、親切、平等、公平、公正に対応いたします。
- ・利用手続きやルールなどをわかりやすく、ホームページ等を通して広く情報提供します。
- ・お客様の意見・要望等を把握して、サービス向上に取り組み、満足度を高めます。
- ・お客様が安全で快適に利用できるよう職員による確認と改善、整理整頓や清掃を徹底します。
- ・個人情報の保護、プライバシーの保護を徹底し、知り得たお客様の個人情報が漏れることのないよう守秘義務を徹底します。
- ・施設の管理運営について当協会及び区役所のホームページ、並びに館内掲示によって、透明性の確保を図り、説明責任を果たします。

(3) 組織体制

ア 管理運営に必要な組織、人員体制

職員の人員及び勤務体制

お客様へのきめ細やかなサービスを実現するために、充実した人員配置に取り組みます。

特に、副館長を設置し平日の日中は2名の勤務体制を構築することにより、お客様の安全確保やサービスの向上に努めます。当協会としての長年にわたる市民利用施設の管理運営の経験を活かし、お客様に安全、快適かつ公平に利用していただける施設とし、効率的な人員体制で最大の効果を生むように努めます。

平日の日中は2名勤務とし、特に館長・副館長は、浦舟複合福祉施設内での施設間連携の構築を優先課題として、当該施設の事業が地域の連携に資するように運営いたします。併せて、図書（児童書）の充実にも力を入れてまいります。

<人員及び勤務体制>

	館長（兼務）	副館長（専属）	スタッフ
雇用形態	常勤	常勤	非常勤
人数	1名	1名	4名
職務内容	総括責任者	施設管理運営責任者 館長代理	施設管理運営業務 館長・副館長の補助
必要な職能	・管理能力 ・指導・監督力 ・幅広い知識経験 ・地域との連携や施設間連携がとれる人	・事業の企画力 ・コミュニケーション能力 ・調整力 ・地域との連携や施設間連携がとれる人	・接遇能力 ・誠実・協調性 ・きれい好きで、明るく接する事ができる人
採用条件等			
勤務体制	平日 8時45分～17時	平日 13時～21時又は 8時45分～17時	3交代勤務 ・A時間帯 8時45分～13時 ・B時間帯（土）13時～17時 〃（日・祝日）13時～17時15分 ・C時間帯 17時～21時

管理運営のポイント

- ・ 平日日中は2名の勤務体制とし、複合福祉施設内での施設間連携の構築を重視します。
- ・ 週1日は、館長・副館長・スタッフのそれぞれが顔を合わせ、打ち合わせ等を行い意思の疎通を図ります。また、「連絡簿」により情報を共有します。
- ・ 当協会が管理している施設間の応援体制を敷くことで、不測の事態でもスタッフの配置が可能です。

(3) 組織体制

イ 個人情報保護等の体制・職員研修計画

個人情報保護等の体制

個人情報の保護とプライバシーの保護を徹底します。「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、「個人情報特記事項」を遵守するとともに、プライバシーを侵害することができないよう、業務で知り得たことの**守秘義務を徹底**します。

みなみ区民利用施設協会「個人情報保護方針」①個人情報を取り扱う目的を明確にする等扱う際の基本事項、②適正な管理、③従事者の監督、④収集の制限、⑤目的外利用の禁止、⑥研修の実施を徹底します。

- ・協会の事務局長が、個人情報保護の管理者となって、各施設の統括を行います。
- ・館長が個人情報の保護責任者となり、指定管理者としての個人情報保護について研修を年1回以上行い、副館長とともに日常業務を通じて、個人情報が適切に取り扱われプライバシーが保護されていることを確認します。また、日常業務を通じて個人情報の適正管理の重要性について繰り返し周知します。
- ・横浜市が毎月公表している「事務処理ミスの状況について」の指定管理者、委託先等での事務処理ミスを職員に周知し、**自分のこととして捉え、事務処理ミスの防止に役立てます。**

職員研修計画

研修体制は、協会主催で全施設共通で行う研修と、施設として主に休館日や日常業務の中で行う研修があります。また、必要に応じて市や区主催の外部研修などに参加します。

区分	研修名	研修内容	頻度
協会	全体研修	休館日に全施設の職員に対し、人権、接遇、防災などをテーマに外部講師による講演、事務処理ミス防止、個人情報保護、指定管理者の心得、お客様対応などについて研修を行います。	1回/年
	AED研修	新採用職員及びAED講習を受けたことがない職員が、消防の職員からAEDの使用方法と心肺蘇生法の講習を受けます。	1回/年
	館長研修	館長会（5回/年）に併せて、人事考課、情報公開、利用者対応などについて研修と情報交換を行います。	1回/年
	副館長研修	副館長会（5回/年）に併せて、会計・経理、労務管理、自主事業、Web予約システムなどについて研修と情報交換を行います。	1回/年
	新採用職員研修	協会の運営施設、指定管理者の業務、お客様対応、おもてなしの心、就業規則などについて各施設配属前に行います。	1回/年
施設	個人情報保護研修	4月初旬に館長が講師となり、職場で個別に職員（全員）に対して、個人情報の仕組みとルール、漏えい事故のリスクと対応方法、適切な取扱いなど実務を踏まえた研修を行います。	1回/年
	人権研修	職員全員を対象に、身近な問題を題材にして人権啓発研修を行います。	1回/年
	新人実務研修	新しく配属された職員にベテラン職員が仕事の流れ、業務の仕方、注意点等を実務を通して教えます。一通り慣れた時点で習熟度を確認し、必要に応じてフォローします。	1回/年
	防災・避難研修	休館日に職員全員に対して、館長から災害時発生時の対応、館内放送、避難誘導、消防設備や避難器具の使い方などの研修を行います。	1回/年
	接遇・マナー研修	休館日にスタッフに対して、館長又は副館長から接客マナー、おもてなしの心、利用者要望や苦情対応、業務改善、ヘイトスピーチ対応等について研修を行います。	1回/年
	障害者理解・認知症サポート研修	地域の福祉施設の方に講師をお願いし、休館日に職員を対象とした障害者理解又は認知症サポート講座を隔年で行い、全職員が受講します。	1回/年

(3) 組織体制

ウ 緊急時の体制と対応計画

発災時の対応、避難所としての運営に関する考え方

- ・南区や横浜市と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」は締結していませんが、発災時には、南区又は横浜市からの要請に基づき求められる「避難所」としての運営に積極的に協力します。(福祉避難所、補充的避難所、外国人の避難場所等)
- ・平素より「指定管理者災害対応の手引き」に基づき、市民利用施設としての災害等発生時の体制を整備するとともに、浦舟複合福祉施設内の各福祉施設(高齢者福祉施設・外国人支援等)の役割や機能の理解に努め、南区等からの要請がない場合であっても発災時にいち早く協力体制が構築できるよう準備します。

地域と連携した防災への取り組み

- ・南区役所や地元住民と連携し、地域の防災活動・防災訓練へ参加し、顔の見える関係づくりを実践します。
- ・利用者会議の中などで、浦舟複合福祉施設の避難経路や地域防災拠点の案内をするとともに、避難時の心構えなどについて説明します。

施設設備の故障、事故、犯罪等を予防する具体的な計画や体制

- ・災害、事件、事故、急病発生時の「緊急時対応マニュアル」を作成し、緊急事態に備えます。
- ・施設や設備の状況を把握し、保守・保全を適切に行うことにより故障を予防します。
- ・事故事例やヒヤリハットの共有、事故防止マニュアルの作成と遵守などリスクマネジメントの考え方により事故の防止に努めます。
- ・開館中は挨拶や声かけ、定期的な巡回を行います。
- ・館内に高機能録画タイプの防犯カメラを設置し犯罪の未然防止を図ります。

事故・災害時等の緊急時の体制及び具体的な対応計画

緊急時に全職員が自ら迅速・的確な対応が取れるよう浦舟コミュニティハウス「災害時対応マニュアル」を整備し、火災、事故、地震発生等、その都度実践できるよう、日頃から繰り返し確認し万全を期します。

- ・緊急事態が発生した場合は、「浦舟複合福祉施設内防災センター」と緊密な連絡を取り、必要な対応を速やかに行うとともに、当協会事務局や南区役所等関係者に通報します。
- ・事故等が発生した場合、南区と協力して事故等の原因調査にあたります
- ・協会管理の直近施設と相互に鍵を常備し、緊急時に施設開錠に対応できる体制を取ります。
- ・緊急連絡網により迅速で確実な職員参集と事象に応じた関係機関への連絡に万全を期します。
- ・防災訓練、避難誘導訓練、AED操作訓練を定期的に実施し、いざというときに備えます。
- ・大雨等の気象警報や地震警報、災害関係情報を把握し、状況に応じてお客様にお知らせします。
- ・浦舟複合福祉施設共同防火管理協議会及び浦舟コミュニティハウスが消防署と連携し、定期的に行う避難訓練や防災訓練においては、各職員の役割、各設備の点検や初動体制の確認など実践を想定して実施し、建物内の団体職員全員が連携・協力して有事には速やかに対応します。

(4) 施設の運営計画

- ア 設置理念を実現する運営内容
- イ 利用促進策

ア 設置理念を実現する運営内容

「全てのお客様が公平に、誰もが気軽に利用できる施設」として、浦舟コミュニティハウスは、以下の事業を展開していきます。

■地域のみんなの居場所を提供

- ・「おひさまひろば」、「あつまれハニービー」、「ベビーマッサージ&リトミック教室」などの子育て支援に関する自主事業から、「健康ウォーキング」や「楽々シニアヨガ」など、高齢者が健康を維持しながら生活を楽しんでいけるような自主事業まで、より幅広い層の市民が気楽に施設を利用していただけるよう努めます。
- ・身近な図書施設として、新刊書の予約システムを構築するなど、利用者の利便性に配慮したサービスの向上に努めます。

■地域社会との連携

- ・浦舟複合福祉施設関連団体等に関し優先的に会場を利用してもらうなど地域の活動を支援します。
- ・「街の先生」に自主事業の講師を依頼するなど、ボランティア育成や活動支援に努めます。
- ・地域の会合や地域行事などにも積極的に参加し、地域との顔の見える関係づくりに努めます。
- ・毎年、夏休みに開催している「納涼祭」などを通して、今後とも、外国人の方も含めた地域のお子さんからお年寄りまで多くの方とのふれあいを大切にしていきます。

イ 利用促進策

■ホームページの充実

- ・施設情報やイベント情報などをタイムリーに提供するとともに、自主事業参加者の活動の様子や「利用者の声」などを紹介します。また、地域主催の行事や地域の活動団体の紹介など地域情報を発信します。さらに、お客様向けに各部屋の予約状況（空き部屋情報）を掲載するなどして、利用しやすい施設を目指します。

■広報活動の充実

- ・自主事業等のポスターは、近隣の中村地区センターはもとより、他の地区センターやコミュニティハウスと連携して相互に掲示するなど、広報に努めます。

■新しい利用内容の開拓

- ・さまざまな自主事業を実施することにより、新しい活動内容のサークルの掘り起こしや、立ち上げを支援します。
- ・浦舟コミュニティハウスがビルの10階に立地する利点を生かし、他のコミュニティハウスと異なり、近隣への騒音の影響が少なく、楽器演奏を伴うサークル活動に最適な施設という特徴を生かして利用の促進を図っていきます。

■図書の貸し出し件数の増加

- ・魅力的な図書を増やしたり新刊図書の予約制度を作り、図書の貸出件数を増やします。

(4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
オ 利用者サービス向上の取組
カ ニーズ対応費の使途について（※地区センターのみ該当）

エ 利用者ニーズの把握と運営への反映

日常の業務を通して、お客さまとのふれあいを大切にし、その中から生の声を肌で感じることをモットーとしてお客様の声を「改善の宝」と捕らえニーズをして把握します。また、地域の会合や集まりに積極的に参加する

ことによって、利用されていない方の意見も含め収集いたします。

- ・「浦舟コミュニティハウス委員会」及び「利用者会議」の場で、意見や要望を把握します。
- ・館内に「ご意見箱」を常設し、寄せられた意見・要望・苦情等は、その内容とそれに対する回答を館内に掲示します。
- ・利用者アンケートを実施し、結果及び対応について館内掲示し、ホームページに掲載します。
- ・自主事業の参加者アンケートに感想や要望を記入してもらい、次回の企画に役立てます。
- ・把握した意見や要望等は、職員で共有し、対応を協議して、できるものはすぐに対応します。
- ・対応に時間がかかるものや実現困難なものは、丁寧に回答し、ご理解いただくよう努めます。



オ 利用者サービスの向上の取り組み

- ・利用日の3か月前から利用予約の申請ができます。
 - ・職員配置を充実し、平日の日中は複数の職員を配置します。
 - ・同フロアに他施設（みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ）もあるため、多様な利用者の利便性向上のため、館内案内表示板を大型化し、トイレ案内板を新設します。
 - ・トイレ環境の改善のため、温水洗浄便座に加え、センサー付きLED照明の設置を行います。
 - ・利用者安全対策及び犯罪抑止力の向上のため、録画機能を持った高機能の防犯カメラを複数設置します。
 - ・省エネルギー対策の一環として、全電灯のLED化を行い、窓に断熱型ブラインドを設置するとともに、各部屋へ室温基準を掲示します。
 - ・図書貸し出しサービスの向上を図るため、副館長が図書業務を担当し読書活動を推進させます。
- 具体的には、「①希望の多い新刊図書の貸出予約サービスを行う②図書の購入を年4回から6回へ増やす③購入冊数も増やす④児童書をさらに充実させる」、以上①から④を実施します。
- ・双方向通訳機を導入し、スタッフと外国語のままコミュニケーションを取れるようにします。
 - ・ロッカー貸出サービス（有料）をニーズ調査の上検討します。
 - ・自主事業をきっかけとしたサークルの立上げ時に優先利用を認めて立ち上げを支援します。
 - ・みなみ市民活動・多文化共生ラウンジが行う街の先生PRブースを設けるとともに、各種のイベント開催時に、浦舟コミュニティハウスの活動団体のPRに努めて加入促進に協力します。
 - ・施設に来なくても予約申請できる「Web予約システムの導入」を検討します。



(4) 施設の運営計画

キ 本市重要施策に対する取組

情報公開 (横浜市の保有する情報の公開に関する条例)

- ・「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠し「情報公開規程」を作成します。
- ・運営に関する第三者評価の実施、目標設定・自己評価、コミュニティハウス委員会や利用者会議の内容、ご意見箱や利用者アンケートなどによる利用者等からの意見・要望や対応内容などを館内掲示し、ホームページに掲載します。

人権尊重 (横浜市人権施策基本指針)

施設の運営にあたっては、お客様の**人権の尊重**を基本とします。また、館長が講師となり、年1回全職員を対象に、身近な問題を題材に人権研修を実施し、人権問題への理解を深めます。

環境への配慮 (横浜市環境管理計画)

- ・照明のLED化、熱中症予防を考慮した室内の冷暖房温度の設定によりCO₂を削減
- ・ゴミの分別、ごみのルート回収の実施
- ・グリーン購入を徹底し、環境負荷の少ない(再生・リサイクル等)物品の使用と総量の抑制
- ・会議でのペットボトル等ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用抑制

市内中小企業優先発注 (横浜市中小企業振興基本条例)

物品及び役務の調達、修繕等の発注等にあたっては**市内中小企業へ優先的に発注**します。

外国人等に対する支援や理解の促進

建物内の同フロアで隣接する位置にある「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ」の利用者である外国人との触れ合いが多い施設であることから、双方向通訳機により、**スタッフと外国語のままコミュニケーションを取る**などこれまで以上にきめ細やかな対応を心がけます。

男女共同参画政策 (横浜市男女共同参画行動計画)

子育てを支援する自主事業を拡充します。また、男女共同参画に関する講座や相談の場などの情報を提供します。当施設においても男女がともに働きやすい職場づくりに努めます。

子ども子育て支援

アクセスのよい施設である当施設の特徴を生かし、乳幼児・未就学児等子育て中の親子・保護者に向けた**自主事業**に力を入れていきます。また大人向けの一般書より蔵書が多い児童書をさらに充実していき、幼児や小学生などの借りやすい**図書環境を整備**します。

地域の活動拠点として、他の施設とともに地域の課題や情報の共有を図る体制

- ・多文化共生ラウンジ、地域ケアプラザなど「浦舟複合福祉施設」内の施設や団体が共催で行う**地域のイベントへ積極的に参画**し、課題や情報を共有します。(うらふね納涼祭・みんなの『わっ!』フェスタ等)
- ・区主催の「まるごとみなみ連絡協議会」に参加し、他施設と地域の課題や情報を共有します。
- ・連合自治会・町内会会議や地域の集いへ出席し、課題や情報を共有します。
- ・指定管理で長年培ってきた人脈や組織のネットワークにより地域の課題や情報を共有します。

(5) 自主事業計画

自主事業計画の考え方

コミュニティハウスは、地域の皆様の誰もが気軽にかつ公平に利用できる場所です。この様な市の施設を身近に感じることができるように、施設利用のきっかけとして、自主事業を企画します。

また「**地域コミュニティ**」の醸成にむけた地域の新たな活動グループ作りを意識し、地域ニーズを吸い上げたより魅力的な事業を構成していきます。利用者の関心の高い様々な分野の事業を構成していきます。

自主事業計画の特徴と独自性

自主事業の企画にあたっては、これまでの施設利用者の詳細な実態把握結果や「浦舟複合福祉施設」内にあるという当施設の特徴、区役所や市大病院に近いという地域性、バス停や地下鉄駅に近いというアクセス面などを総合的に考慮した内容とします。

テーマとしては、次の内容を意識して構成していきます。

- ① **施設間連携**：区の事業である「まるごとみなみ」関連施設と連携した事業。特に複合福祉施設内の同じ建物内にある事業所と連携した事業
- ② **子育て支援**：未就学児と保護者を対象とした事業
- ③ **健康と生きがい**：シニア層の健康維持に配慮した事業
- ④ **体験学習**：文化教養等幅広い分野に関する事業
- ⑤ **地域コミュニティの醸成**：建物（浦舟複合福祉施設）内各施設イベントとの協力事業

自主事業計画の実現性

これまで継続して行ってきた事業をベースにしながら、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジが推薦する「街の先生」に依頼する講座を多くして、地域でのグループ作りの実績・経験等が豊富な講師に依頼します。

また、当施設で現在グループ活動を実践している講師にも依頼してまいります。さらに、浦舟複合福祉施設内で活動実績のある団体と連携していくため、どの事業も確実に行うことができます。

＜事業例＞

- ・ 外国語の絵本の読み聞かせ体験 (みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ共催)
- ・ 料理教室「お国自慢の料理」(タイ・中国・韓国等：みなみ市民活動・多文化ラウンジ共催)
- ・ あつまれハニービー (未就学児対象：浦舟地域ケアプラザ共催)
- ・ 「南区浦舟・中村地区の身近な歴史講座」(中村地区センター共催)
- ・ 「初めてのボイストレーニング」(南区在住音大新卒生が講師)
- ・ コカリナ入門教室
- ・ デジカメ入門・初めてのアロマテラピー教室 (各々「街の先生」が講師)

(6) 建物の維持管理計画

当建築物には、入居している各施設及びその施設の横浜市の所管部局が集合した「浦舟複合福祉施設管理委員会」が構成されております。建物全体に関する管理業務委託契約は委員会が一括で結んでいる施設であるため、必要な維持管理は建物全体の各施設が共有しております。

その上で、本施設部分に限定した対応としては、建築基準法（12 条点検）や消防法等に規定されている手続きや基準に従いつつ、独自に省エネルギーを意識した維持管理を行います。

■保守管理

施設利用の「安全」と「安心」を確保するために、1階の防災センターに建物設備管理業者が常駐して毎日巡回点検を実施しています。

さらに専門知識と技術の必要なセクションでは、次のとおり専門業者に委託をし、法定点検や機能維持点検を行い、施設の維持保全に努めます。

浦舟コミュニティハウス維持管理一覧表

電気設備点検	毎月
消防設備定期点検	2回／年
エレベータ定期点検	毎月
自動ドア定期点検	4回／年
床清掃(洗浄・ワックス)	6回／年
窓ガラス清掃	2回／年
害虫駆除	2回／年
総合巡回点検	毎日

■自主管理

- 日常的な清掃は職員自身が毎日行います。
- 午前・午後・夜間の時間帯に各1回以上職員が館内を巡回・確認を行って、不具合等の早期発見に努めることにより、損傷の拡大を未然に防ぎます。
- 簡単な修理やテーブルの傷の補修など専門的な技術を要さない修繕は職員自らが行い、経費縮減を図ります。

■修繕等

毎日の巡回点検を重視して傷は小さなうちに、設備の不具合は軽度のうちに、的確に修繕を実施し、建物や設備の長寿命化を図ります。

委託業者による保守点検での指摘事項や日常業務の中から必要とする修繕は、「安全」を優先順位の基準として、横浜市とも協議の上で優先順位を考えながら実施します。

(7) 収支計画(収入計画)

- ア 収入計画の考え方について
- イ 増収策について(※利用料金収入は、地区センターのみ該当)

ア 収入計画の考え方について

■自主事業収入

自主事業の収入計画で利益を出すことは考えておりません。魅力あるテーマを企画し、参加者に求める負担金を低く抑え、事業への参加意欲を高め、地域の方々が相互交流し、ひいては、新たな地域コミュニティ団体やグループの形成となるよう、貢献してまいります。

■雑収入

- ・コピー機は利用者ニーズへのサービス対応ですが、より使いやすく場所、誰もが認識できる位置に設置します。
- ・飲料自販機は利用者ニーズを反映しつつ増収に努めます。



イ 増収策について

■自主事業収入

魅力的な自主事業を企画して、適切な料金を設定し、参加率を高めます。

■雑収入

自販機については、現状の売れ行きの状況を踏まえ、利用者ニーズや季節に応じた飲料の種類、を販売業者と協議しながら、収入アップにつなげます。

(7) 収支計画(支出計画)

ウ 支出計画の考え方について

職員一人ひとりが経費節減について共通認識を持ち、創意工夫をして日々の業務にあたります。

費用対効果を考え、効率的かつ効果的な支出に努めるとともに、適切な予算の執行となっていることを定期的にチェックします。また、協会が複数の施設を統括して管理運営することのスケールメリットを生かして、支出の削減・縮減化を図ります。なお、経費節減ばかりに目が向き、施設の安全性やお客様サービスの低下を招かないよう十分注意して運営管理します。

人件費

- 円滑な運営管理とお客様に安全で快適なサービスを提供できる配置人員を確保し、適切なローテーション勤務により、効率的・効果的に業務を推進します。また、職員の不測の事態にも柔軟に対応できる体制とします。
- 業務見える化して、業務の標準化、最適化、マニュアル化などにより、誰でも同様なサービスを提供できるようにし、非効率な業務を減らすことによりサービス向上を図ります。
- 近隣地域から職員を採用することにより交通費を抑制します。

事務費

- 事務機器やシステム等の故障によって業務に与える影響が大きいものは、経年劣化や老朽化を考慮し、壊れる前の更新や予備品のストックなどにより、不具合発生時に備え業務に支障がでないように努めます。
- 備品・消耗品は、施設利用のために欠かせないものを除き、必要最低限の購入にとどめます。なお、多く消費するものは、まとめ買いによりコスト縮減を図ります。
- 一定額以上の物品購入は複数業者からの見積もりを徴収し、価格を比較し経費の節減を図ります。
- ネットからの商品情報の収集や100円ショップの活用などにより経費の抑制に努めます。
- コピーは両面コピーで紙の縮減、期限で廃棄する資料等も裏紙利用できるものは再利用します。
- 資料や文書を電子化し、活用することでペーパーレスに努めます。

光熱水費

- 複合福祉施設全体の効率的な契約に基づき、電気とガス料金の低減を図ります。
- 施設の維持管理や清掃委託は、同じく複合福祉施設全体の一括契約により経費縮減を図ります。
- 照明器具のLED化と空調の適正温度、こまめな節電により光熱水費を節減します。

管理費

- 軽微な修理や修繕、部品交換、塗装補修など施設管理者で対応できるものは、材料や部品を購入し、職員が直接行うことで修繕費の節減を図ります。
- 日頃から施設の状況を把握し、異常が発見された際には、速やかに適切な対応が取れるようにします。

自主事業

- ニーズを考慮した魅力あるテーマを企画し、参加者に求める負担金を極力低く抑え、多くの方に参加していただけるよう努めます。
- 職員が講師をしたり、講師の手伝いをすることにより、経費を節減します。
- 参加者アンケートにより要望や意見を収集し、次の事業に反映することで、費用対効果を高めます。

利用者サービス

- 図書の購入はニーズの反映や魅力のある人気図書を厳選し、多くの人の利用が見込まれる図書の購入に努めます。さらに新規購入図書の予約システムを構築します。
- トイレ環境の改善や防犯カメラの設置など、お客様の利便性や安全確保の観点からのサービス強化に努めます。
- ニーズ調査を実施した上で、貸しロッカーの設置を検討します。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市浦舟コミュニティハウス

(5-①)

令和2年度収支予算書(兼指定管理料提案書)

I. 指定管理料

(単位：千円)

提 案 額 (a)	13,524	指定管理料=小計【イ】を記入 ※区指定上限額(b)の範囲内で提案してください。
※区指定上限額 (b)	13,524	
差 引 (a) - (b)	0	
提案額の区指定上限額に対する割合 (a) / (b)	100.0%	

II. 令和2年度収支予算書(総括表)

1 収入の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
自主事業収入 [A]	147	
雑入 [B]	580	
小 計 【ア】 ([A]～[B])	727	施設運営収入の計
指定管理料 [C]	13,524	【ウ】 - 【ア】
小 計 【イ】 ([C])	13,524	指定管理料
収入合計 ([ア] + [イ])	14,251	

2 支出の部

項 目	合計金額 (単位：千円)	備 考
人件費 [a]	7,167	
事務費 [b]	1,128	
自主事業費 [c]	531	
管理費 A (光熱水費等) [d]	1,550	
管理費 B (保守管理費等) [e]	1,980	
公租公課 [f]	800	
事務経費 [g]	1,095	
支出合計 【ウ】 ([a]～[g])	14,251	

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市浦舟コミュニティハウス

令和2年度収支予算書

1 収入の部内訳 (指定管理料除く)

(単位:千円)

項目	内 容 等	金 額	
自主事業収入	詳細別紙 自主事業計画書(様式3)	ア 147	
		イ	
		ウ	
		エ	
		オ	
	小 計	[A] 147	ア～オ
雑入	印刷代	カ 180	
	自動販売機手数料	キ 400	
		ク	
		ケ	
		コ	
		サ	
	小 計	[B] 580	カ～サ
小 計 【ア】	施設運営収入計	727	[A]～[B]

※金額は、消費税及び地方消費税(10%)込みの額を記載してください。

単独団体名・共同事業体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会
施設名	横浜市浦舟コミュニティハウス

令和2年度収支予算書

2 支出の部内訳(ニーズ対応費除く)

(単位:千円)

項目	内 容 等	金 額	
人件費	正規雇用職員	ア	
	臨時雇用職員	イ	
	対象外の人件費	ウ	488 ウ-1~ウ-4
	通勤手当	ウ-1	442
	健康診断費	ウ-2	40
	労働者福祉共済掛金	ウ-3	6
	退職給付引当金繰入額	ウ-4	
	小 計	[a]	7,167 ア~ウ
事務費	旅費	エ	6
	消耗品費	オ	400
	会議賄い費	カ	5
	印刷製本費	キ	
	通信費	ク	60
	使用料及び賃借料	ケ	242 ケ-1~ケ-2
	横浜市への支払い分	ケ-1	41
	その他	ケ-2	201
	備品購入費	コ	160
	図書購入費	サ	150
	施設賠償責任保険	シ	5
	職員等研修費	ス	10
	振込手数料	セ	10
	リース料	ソ	
	手数料	タ	30
	地域協力費	チ	50
		ツ	
		テ	
	小計	[b]	1,128 エ~テ
自主事業費		[c]	531
管理費 A	電気料金	ト	910
	ガス料金	ナ	500
	上下水道料金	ニ	140
	小 計	[d]	1,550 ト~ニ
管理費 B	清掃費	ヌ	316
	修繕費	ネ	600
	機械警備費	ノ	
	設備保全費	ハ	854 ハ-1~ハ-6
	空調衛生設備保守	ハ-1	232
	消防設備保守	ハ-2	127
	電気設備保守	ハ-3	132
	害虫駆除清掃保守	ハ-4	27
	駐車場設備保全費	ハ-5	
	その他保全費	ハ-6	336
	共益費	ヒ	210
		フ	
		ヘ	
	小 計	[e]	1,980 ヌ~ヘ
公租公課	事業所税	ホ	
	消費税	マ	800
	印紙税	ミ	
	その他()	ム	
	小計	[f]	800 ホ~ム
事務経費	本部分	メ	995
	当該施設分	モ	100
	小計	[g]	1,095 メ~モ

小 計 【ウ】

施設管理運営経費計

14,251 [a]~[g]

※金額は、消費税及び地方消費税込(10%)込みの額を記載してください。

※公租公課欄には、仕入税額控除後の消費税及び地方消費税見込額、その他税額を記載してください。